

## 播磨町発注公共工事における週休2日制度実施試行要領に関するQ&A

### Q1. 播磨町が発注する建設工事はすべて対象となるか。

A1. 播磨町が発注する予定価格が 200 万円を超える工事のうち、入札参加者審査会または工事発注担当課長が指定する土木、建築及び設備工事を対象とします。なお、対象工事の場合は、入札公告にその旨を記載します。

### Q2. 必ず土曜日、日曜日に休まないといけないか。

A2. 土木工事では、原則土曜日、日曜日を現場閉所等の日とします。ただし、悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となったことで、土曜日、日曜日に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、現場閉所等の日を平日に振り替えることを可能とします。

建築及び設備工事では、現場閉所等の日について、曜日を限定していないため、土曜日、日曜日以外の曜日を週休日としていただいで構いません。

### Q3. 週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

A3. 週休2日対象工事の工期は、週休2日の確保を考慮した上で、工期設定を行っていることから、週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できないという理由では、工期延期は認められません。